

平成30年7月豪雨により被災された組合員・被扶養者の方へ

医療機関を受診するとき

<一部負担金の支払（医療機関での窓口負担）の猶予>

被災により、次の要件に該当する場合には、医療機関等で受けた診療（「食事療養」及び「生活療養」を除きます）について、令和2年1月以降も引き続き、一部負担金の支払が猶予されます。

【要件】

被災時に、平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村※に住所を有していた方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 住居が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした組合員又は被扶養者（以下「組合員等」といいます）
- ② 死亡又は重篤な傷病を負った組合員等
- ③ 組合員の行方が不明である被扶養者

※災害救助法の適用市町村については、内閣府のホームページでご確認下さい。

なお、支払の猶予を受けるためには、あらかじめ支部へ申請を行い、「一部負担金等徴収猶予証明書」の交付を受ける必要があります。詳細は支部にお問い合わせください。

災害に関する給付

<災害見舞金・被災見舞金>

自然現象による天災、その他非常災害により、住居や家財に損害を受けたとき、損害の程度に応じて災害見舞金・被災見舞金が支給される場合があります。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。

＜弔慰金・家族弔慰金＞

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡された場合には、弔慰金又は家族弔慰金が支給されます。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。